

離島等供給約款〔低圧用〕

令和 8 年 11 月 1 日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

令和 8 年 10 月 14 日 届 出

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 離島等供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 実 施 細 目	3

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	5
10 供 給 の 開 始	6
11 供 給 の 単 位	6
12 承 諾 の 限 界	6
13 需給契約書の作成	6

III 契約種別および料金

14 契 約 種 別	7
15 定 額 電 灯	8
16 従 量 電 灯	9
17 時間帯別電灯（ドリー ^{エト} ム8）	14
18 3時間帯別電灯（e ^{スリー} タイム3）	16
19 臨 時 電 灯	18
20 公 衆 街 路 灯	21
21 低 圧 電 力	24
22 臨 時 電 力	26
23 農 事 用 電 力	28
24 融雪用電力A（ホッ ^{イキュー} タイム19）	29
25 融雪用電力B（ホッ ^{ニイニイ} タイム22）	31

26	融雪用電力C（ホットタイム ^{イキユー} 19エコ）	33
27	融雪用電力D（ホットタイム ^{ニイニイ} 22エコ）	35
28	融雪用電力L（ホットタイム ^{ニイニイ} 22ロング）	37

IV 料金の算定および支払い

29	料金の適用開始の時期	40
30	検 針 日	40
31	料金の算定期間	40
32	使用電力量の算定	41
33	料 金 の 算 定	42
34	日 割 計 算	42
35	料金の支払義務および支払期日	42
36	料金等のお知らせおよび請求	43
37	料金その他の支払方法	44
38	延 滞 利 息	45
39	保 証 金	45

V 使用および供給

40	適正契約の保持	47
41	力 率 の 保 持	47
42	需要場所への立入りによる業務の実施	47
43	電気の使用にともなうお客さまの協力	48
44	供 給 の 停 止	48
45	供給停止の解除	49
46	供給停止期間中の料金	50
47	違 約 金	50
48	使用の制限または中止	50
49	損害賠償の免責	50
50	設 備 の 賠 償	51

VI 契約の変更および終了

51	需給契約の変更	52
52	名 義 の 変 更	52

53	需給契約の廃止	52
54	需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および 工事費の精算	53
55	解 約 等	55
56	需給契約消滅後の債権債務関係	56
 VII 供給方法, 工事および工事費の負担		
57	供給方法, 工事および施設	57
58	工事費負担金等の申受けおよび精算	57
 VIII 保 安		
59	保 安 の 責 任	59
60	調 査	59
61	調査に対するお客さまの協力	59
62	保安に対するお客さまの協力	59
63	検査または工事の受託	60
64	自家用電気工作物	60
 附 則		
		61
 別 表		
		76

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款〔低圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。
- (2) この離島約款は、次の離島に適用いたします。
礼文島，利尻島，天売島，焼尻島，奥尻島

2 離島等供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器
主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入い

たします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、21（低圧電力）
(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5
キロワットといたします。

- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五
入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実 施 細 目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客
さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款および当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間ならびに料金の支払方法

なお、申込みの内容に変更が生じる場合は、原則として、変更前の申込みは取消しがなされたものとし、あらためて当社に申込みをしていただきます。

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社または当該配電事業者が、発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者、または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ハ 当社が、当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について、当該配電事業者に提供すること。

ニ 当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

- (3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用

計画を文書により申し出ていただきます。

- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間(契約上電気を使用できる期間をいいます。)の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別((2)の場合は、2契約種別といたします。)とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力、融雪用電力A、融雪用電力B、融雪用電力C、融雪用電力D、融雪用電力L

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯、従量電灯のうち

の1契約種別、時間帯別電灯または3時間帯別電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別		
電 灯 需 要	定 額 電 灯		
	從 量 電 灯	A	
		B	
		C	
	時 間 帯 別 電 灯		
	3 時 間 帯 別 電 灯		
	臨 時 電 灯	A	
		B	
		C	
	公 衆 街 路 灯	A	
		B	
電 力 需 要	低 圧 電 力		
	臨 時 電 力		
	農 事 用 電 力		
	融 雪 用 電 力	A	
	融 雪 用 電 力	B	
	融 雪 用 電 力	C	
	融 雪 用 電 力	D	
	融 雪 用 電 力	L	

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといいます。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	93 円 50 銭
---------	-----------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	139 円 31 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	261 円 04 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	504 円 49 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	747 円 93 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,234 円 84 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	617 円 43 銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といえます。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといえます。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といえます。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといえます。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といえます。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといえます。）に応じ1月につき次のとおりといえます。

50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	448 円 92 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	825 円 24 銭
100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	412 円 62 銭

(5) そ の 他

当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従 量 電 灯

(1) 従量電灯A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といえます。）が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといえます。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、5 アンペアといたします。
- (ロ) 当社または当該配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または当該配電事業者は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の9キロワット時まで	505 円 72 銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	35 円 77 銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社または当該配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または当該配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	572 円 10 銭
契約電流 15 アンペア	858 円 15 銭
契約電流 20 アンペア	1,144 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,716 円 30 銭
契約電流 40 アンペア	2,288 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	2,860 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	3,432 円 60 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 77 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの1キロワット時につき	42 円 06 銭
280 キロワット時をこえる1キロワット時につき	45 円 78 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	505 円 72 銭
---------	------------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社または当該配電事業者の供給設備の都合で

やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	572 円 10 銭
---------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 77 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの1キロワット時につき	42 円 06 銭
280 キロワット時をこえる1キロワット時につき	45 円 78 銭

17 時間帯別電灯（ドリーム^{ライト}8）

(1) 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、(3)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 契約容量

イ 契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。ただし、お客さまが希望され、かつ、当社または当該配電事業者の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 別表5（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は、イにかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ)によってえた値 + (ロ)によってえた値 × 0.1

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

なお、お客さまが希望され、かつ、夜間蓄熱型機器以外の機器について、当社または当該配電事業者の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、(イ)の値は、イに準じて算定いたします。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお、別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし、別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	3,113 円 60 銭
---------	--------------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	5,116 円 00 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	621 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 73 銭
90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	46 円 45 銭
210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	50 円 97 銭

(ロ) 夜間時間

1 キロワット時につき	26 円 29 銭
-------------	-----------

(5) そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。

18 3 時間帯別電灯（e タイム³）

(1) 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、(3)に定める朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 契約容量

契約容量は、時間帯別電灯に準じて定めます。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 午後時間

毎日午後 1 時から午後 6 時までの時間をいいます。

ロ 朝晩時間

午後時間および夜間時間以外の時間をいいます。

ハ 夜間時間

毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間をいいます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	6,040 円 00 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	753 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 午後時間

1 キロワット時につき	51 円 10 銭
-------------	-----------

(ロ) 朝晩時間

1 キロワット時につき	43 円 69 銭
-------------	-----------

(ハ) 夜間時間

1 キロワット時につき	26 円 82 銭
-------------	-----------

(5) そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものと

いたします。

19 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものいたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものいたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	14 円 24 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	28 円 51 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	28 円 51 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	285 円 15 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	285 円 15 銭

ニ その他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社または当該配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社または当該配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。た

だし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペアにつき	626 円 11 銭
-----------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	50 円 31 銭
-------------	-----------

ニ その他

(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 B を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	626 円 11 銭
---------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	50 円 31 銭
-------------	-----------

ハ その他

(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。

20 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差

し引いたものまたは加えたものいたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりいたします。

1 契約につき	82 円 50 銭
---------	-----------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりいたします。

10 ワットまでの1灯につき	133 円 81 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	250 円 04 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	482 円 49 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	714 円 93 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	1,179 円 84 銭
100 ワットをこえる1灯につき 50 ワットまでごとに	589 円 93 銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりいたします。

50 ボルトアンペアまでの1機器につき	425 円 82 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1機器につき	785 円 64 銭
100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	392 円 82 銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するもの）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、1 キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	588 円 71 銭
---------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	34 円 40 銭
-------------	-----------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	455 円 15 銭
---------	------------

ホ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。

21 低 圧 電 力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50

キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらか

じめ設定していただきます。

なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,681 円 02 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	29 円 03 銭
-------------	-----------

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

22 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットを超える場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	343 円 61 銭
---------------------	------------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき 21（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、21（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	34 円 74 銭
-------------	-----------

(4) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

23 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,120 円 02 銭
-----------------	--------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26 円 38 銭
-------------	-----------

(4) そ の 他

- イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。
- ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社または当該配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

24 融雪用電力A（ホットタイム¹⁹）

(1) 適用範囲

- イ 毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間を限り、融雪などのために毎年、原則として10月から翌年の5月までの期間を限り、3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
- ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、原則としてこの契約種別を適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力または21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力は、電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお、上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力は0.5キロワットといたします。

(3) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の電路を施設し、原則として直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 契約上電気を使用できる期間において継続した料金の算定期間（以下「最低使用期間」といいます。）をあらかじめ3月設定していただきます。
- ニ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合においても、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
- ホ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。ただし、契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合は、電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を
使用しないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者は、しゃ断する装置
または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）
(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただ
し、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引い
たものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定
された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものとし
ます。

なお、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし、別
表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワ
ットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたし
ます。

なお、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本
料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワット につき	最低使用期間	1,105 円 60 銭
	最低使用期間以外の期間	522 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	29 円 52 銭
-------------	-----------

(5) そ の 他

イ (1)イにおける「融雪など」とは、融雪以外に暖房をいいます。

ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議によ
り、(1)イにおける「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。
ただし、その場合であっても、需要の休止は申し受けません。

ハ 最低使用期間の設定は、お客さまから申出がない場合、原則として毎年 12 月の計量日（当社があらかじめお客さまにお知らせする電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。）から翌年の 3 月の計量日の前日までの期間といたします。

ニ 44（供給の停止）（3）に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、44（供給の停止）（3）ロにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

25 融雪用電力B（ホットタイム^イ22）

（1）適用範囲

イ 毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうち 2 時間を除いた 22 時間に限り、融雪などのために毎年、原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り、3 月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、原則としてこの契約種別を適用いたしません。

（2）契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力または 21（低圧電力）（4）ロに準じて算定してえた値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力、電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）（4）イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお、上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力は 0.5 キロワットといたします。

（3）供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の電路を施設し、原則として直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 最低使用期間をあらかじめ 3 月設定していただきます。

ニ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、（1）イの時間帯を変更することがあります。ただし、この場合においても、時間帯の延長または短縮は行ないません。

ホ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しな

い場合は、電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者は、しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

なお、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワット につき	最低使用期間	1,215 円 60 銭
	最低使用期間以外の期間	544 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28 円 01 銭
-------------	-----------

(5) そ の 他

イ (1)イにおける「融雪など」とは、融雪以外に暖房をいいます。

ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、(1)イにおける「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。

ただし、その場合であっても、需要の休止は申し受けません。

ハ 最低使用期間の設定は、お客さまから申出がない場合、原則として毎年 12 月の計量日から翌年の 3 月の計量日の前日までの期間といたします。

ニ 当社または当該配電事業者は、契約使用時間以外の時間については、あらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。

ホ 44（供給の停止）（3）に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、44（供給の停止）（3）ロにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

ヘ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

26 融雪用電力C（ホットタイム¹⁹エコ）

（1）適用範囲

イ 毎日午後 9 時から翌日の午後 4 時までの時間を限り、融雪などのために毎年、原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り、3 月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、原則としてこの契約種別を適用いたしません。

（2）契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力または 21（低圧電力）（4）ロに準じて算定してえた値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力、電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）（4）イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお、上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力は 0.5 キロワットといたします。

（3）供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の電路を施設し、原則として直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 最低使用期間をあらかじめ 3 月設定していただきます。

ニ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、（1）イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合においても、契約使用時間の延長または短縮

は行ないません。

ホ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者は、しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

なお、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワット につき	最低使用期間	599 円 60 銭
	最低使用期間以外の期間	423 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	32 円 73 銭
-------------	-----------

(5) そ の 他

- イ (1)イにおける「融雪など」とは、融雪以外に暖房をいいます。
- ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、(1)イにおける「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし、その場合であっても、需要の休止は申し受けません。
- ハ 最低使用期間の設定は、お客さまから申出がない場合、原則として毎年 12 月の計量日から翌年の 3 月の計量日の前日までの期間といたします。
- ニ 44（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

27 融雪用電力D（ホットタイム^{ニイ}22エコ）

(1) 適用範囲

- イ 毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうち 2 時間を除いた 22 時間に限り、融雪などのために毎年、原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り、3 月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。
- ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、原則としてこの契約種別を適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力または 21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力、電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお、上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力は 0.5 キロワットといたします。

(3) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の電路を施設し、原則として直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 最低使用期間をあらかじめ 3 月設定していただきます。
- ニ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)イの時間帯を変更することがあります。ただし、この場合においても、時間帯の延長または短縮は行ないませ

ん。

ホ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者は、しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワット につき	最低使用期間	610 円 60 銭
	最低使用期間以外の期間	423 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	31 円 30 銭
-------------	-----------

(5) そ の 他

- イ (1)イにおける「融雪など」とは、融雪以外に暖房をいいます。
- ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、(1)イにおける「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし、その場合であっても、需要の休止は申し受けません。
- ハ 最低使用期間の設定は、お客さまから申出がない場合、原則として毎年 12 月の計量日から翌年の 3 月の計量日の前日までの期間といたします。
- ニ 当社または当該配電事業者は、契約使用時間以外の時間については、あらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社または当該配電事業者との協議によって定めます。
- ホ 44（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- ヘ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

28 融雪用電力 L（ホットタイム^{アイ}22ロング）

(1) 適用範囲

- イ 毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうち 2 時間を除いた 22 時間に限り、融雪などのために毎年、原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り、6 月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。
- ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、原則としてこの契約種別を適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力または 21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力、電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお、上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力は 0.5 キロワットといたします。

(3) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の電路を施設し、原則として直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 最低使用期間をあらかじめ6月設定していただきます。

ニ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)イの時間帯を変更することがあります。ただし、この場合においても、時間帯の延長または短縮は行ないません。

ホ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。ただし、契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合は、電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をシャ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者は、シャ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお、別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし、別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最低使用期間	951円60銭
	最低使用期間以外の期間	577円60銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	27 円 50 銭
-------------	-----------

(5) そ の 他

イ (1)イにおける「融雪など」とは、融雪以外に暖房をいいます。

ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、(1)イにおける「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし、その場合であっても、需要の休止は申し受けません。

ハ 最低使用期間の設定は、お客さまから申出がない場合、原則として毎年 10 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間といたします。

ニ 当社または当該配電事業者は、契約使用時間以外の時間については、あらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社または当該配電事業者との協議によって定めます。

ホ 44（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

ヘ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

29 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

30 検 針 日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

31 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期

間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

- (2) 定額制供給の場合または 32 (使用電力量の算定) (4) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう計量日は、そのお客さまの属する検針区域の計量日といたします。

32 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合および(3) の場合を除き、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間の始期から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

イ 30 (検針日) (2) の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 30 (検針日) (5) の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (2) 当社は、使用電力量等を 36 (料金等のお知らせおよび請求) に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 従量制供給のお客さまについて、当社または当該配電事業者が計量を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (5) 時間帯別電灯および 3 時間帯別電灯のお客さまの使用電力量の算定は、原則として各時間帯別に行ないます。

また、お客さまが希望される場合は、時間帯別電灯における昼間時間の開始時刻を前後 1 時間の範囲内で、3 時間帯別電灯における午後時間の開始時刻を 2 時間後までの範囲内で変更することができます。ただし、各時間帯の延長または短縮は行ないません。

- (6) 時間帯別電灯における昼間時間の開始時刻および夜間時間の開始時刻または 3 時間帯

別電灯の午後時間の開始時刻を新たに設定し、または変更された日から1年間については、原則として各時間帯の開始時刻を変更することはできません。

33 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 31(料金の算定期間)(1)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

34 日 割 計 算

- (1) 当社は、33(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表4(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分および時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表4(日割計算の基本算式)(1)ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4(日割計算の基本算式)(1)ニにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 33(料金の算定)(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
- また、33(料金の算定)(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

35 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたしま

す。ただし、37（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月の支払義務が発生した日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

36 料金等のお知らせおよび請求

(1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。

(2) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。

イ お客さまが希望される場合で当社が認めたとき。

ロ 料金を37（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合

(3) 料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は、当社は、原則として、(4)に定める発行手数料を申し受けます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、発行手数料を申し受けません。

イ 35（料金の支払義務および支払期日）(4)により一括して料金を支払われる場合

ロ 当社の都合により37（料金その他の支払方法）(1)ロに該当し、かつ、電気の供給を開始した日の属する月およびその翌月の料金の算定期間の料金を37（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合

ハ その他特別の事情がある場合

なお、発行手数料は、料金とあわせて支払っていただきます。

(4) 発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (2)イの場合

1 料金の算定期間および1契約につき	110 円 00 銭
--------------------	------------

ロ (2)ロの場合

1 料金の算定期間および 1 契約につき	220 円 00 銭
----------------------	------------

37 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

- (5) 30（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後のそのお客さまの属する検針区域の計

量日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後のそのお客さまの属する検針区域の計量日から次回の計量日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

38 延 滞 利 息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 37（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

39 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

- (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金について利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

40 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

41 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるもの）といたします。）を基準として取り付けていただきます。

42 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 62（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認

- (5) 44（供給の停止），53（需給契約の廃止）(1)または55（解約等）により必要な処置
- (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

43 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

44 供給の停止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ 料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

(4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 42（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ 43（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(6) (2)の予告ならびに(3)および(4)の警告は、需要場所もしくはお客さまがあらかじめ指定した郵送場所（以下「需要場所等」といいます。）に宛てた書面の発送、電話または電磁的方法により行ないます。

(7) お客さまが正当な理由なく(2)の予告または(3)もしくは(4)の警告を受け取られない場合、当社は、あらためて(6)の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合、書面を発送した日から 2 日後に(2)の予告または(3)もしくは(4)の警告をしたものとみなします。

45 供給停止の解除

44（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要

することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) その他特別の事情がある場合

46 供給停止期間中の料金

44(供給の停止)によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 34（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A、従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

47 違 約 金

- (1) お客さまが 44（供給の停止）(3) もしくは(4) ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

48 使用の制限または中止

- (1) 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、お客さまに電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。
- (2) 当社は、(1) にともなう料金の減額は行ないません。

49 損害賠償の免責

- (1) 48（使用の制限または中止）によって電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 44（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 55（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受け

た損害について賠償の責めを負いません。

- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

50 設 備 の 賠 償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

51 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) お客さまからの申込みがあり、かつ、当社が、58（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で、お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには、当社は、原則として、当該申込みの承諾を取り消します。この場合、当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。

52 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

53 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) 需給契約は、55（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

54 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとまなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。ただし、時間帯別電灯および3時間帯別電灯のお客さまの場合は、該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、融雪用電力A、融雪用電力B、融雪用電力C、融雪用電力Dおよび融雪用電力Lのお客さまの場合は、該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。この場合、当初から臨時電灯もしくは臨時電力として算定される料金または当初から該当料金の10パーセントを割増ししたもののもしくは該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算を受けた場合はその金額

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。ただし、時間帯別電灯および3時間帯別電灯のお客さまの場合は、該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、融雪用電力A、融雪用電力B、融雪用電力C、融雪用電力Dおよび融雪用電力Lのお

客さまの場合は、該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。この場合、当初から臨時電灯もしくは臨時電力として算定される料金または当初から該当料金の 10 パーセントを割増ししたものもしくは該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯もしくは臨時電力または該当料金の 10 パーセントを割増ししたものもしくは該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算を受けた場合はその金額

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。ただし、時間帯別電灯および 3 時間帯別電灯のお客さまの場合は、該当料金の 10 パーセントを割増ししたものを適用し、融雪用電力 A、融雪用電力 B、融雪用電力 C、融雪用電力 D および融雪用電力 L のお客さまの場合は、該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。この場合、当初から臨時電灯もしくは臨時電力として算定される料金または当初から該当料金の 10 パーセントを割増ししたものもしくは該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯もしくは臨時電力または該当料金の 10 パーセントを割増ししたものもしくは該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、次の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受け

た工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算を受けた場合はその金額

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。ただし、時間帯別電灯および3時間帯別電灯のお客さまの場合は、該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、融雪用電力A、融雪用電力B、融雪用電力C、融雪用電力Dおよび融雪用電力Lのお客さまの場合は、該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。この場合、当初から臨時電灯もしくは臨時電力として算定される料金または当初から該当料金の10パーセントを割増ししたもののもしくは該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用して算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯もしくは臨時電力または該当料金の10パーセントを割増ししたもののもしくは該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち契約容量または契約電力の減少に見合う部分について、次の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算を受けた場合はその金額

55 解 約 等

(1) 44（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事

業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、53（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
- (3) (1)のお知らせは、需要場所等に宛てた書面の発送、電話または電磁的方法により行ないます。
- (4) お客さまが正当な理由なく(1)のお知らせを受け取られない場合、当社は、あらためて(3)の書面の発送を書留郵便により行ないます。この場合、書面を発送した日から2日後に(1)のお知らせをしたものとみなします。

56 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担

57 供給方法，工事および施設

- (1) 電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

58 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。
 - イ 当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
 - ロ 当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
 - ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところに

より，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 保 安

59 保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

60 調 査

当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

61 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社または当該配電事業者は、60（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

62 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更ま

たは修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

63 検査または工事の受託

- (1) お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行います。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費相当額を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。
- (3) お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

64 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。

- (1) 60（調査）
- (2) 61（調査に対するお客さまの協力）
- (3) 63（検査または工事の受託）

附 則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、令和8年11月1日から実施いたします。

2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所とならないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

3 深夜電力Dのお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、お客さまが1年を通じて深夜電力Dの適用を受けることを希望される場合で、かつ、次のいずれかに該当するときには、深夜電力Dを適用いたします。ただし、平成25年10月1日以降に負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

イ この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款〔低圧用〕（以下「旧離島約款」といいます。）附則 3（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けている場合

ロ 平成 25 年 10 月 1 日の際現に深夜電力Dに係る供給設備を設置している需要場所において、この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合

ハ 契約種別を深夜電力Dに変更される際現に附則 4（5 時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)および(2)の適用を受けている場合

(2) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

なお、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	511 円 60 銭
-----------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25 円 33 銭
-------------	-----------

(3) そ の 他

その他の事項については、附則 5（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Bに準ずるものといたします。

4 5 時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 当社は、附則 8（時間帯別電灯および 3 時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等にかかわる取扱い）(1)に該当し、当社または当該配電事業者が毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間に適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱型機器を 5 時間通電機器といたします。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器を 5 時間通電機器として取り扱います。ただし、これらの夜間蓄熱型機器を使用される需要場所において、5 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

イ この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 4（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イ(イ)または(ロ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器

ロ 平成 25 年 9 月 30 日以前から 5 時間通電機器に係る供給設備を設置し、平成 25 年 10 月 1 日以降も引き続き、当該供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合の(1)に該当する夜間蓄熱型機器

ハ イまたはロに該当する夜間蓄熱型機器を使用される需要場所において、取り付けまたは取り替えられた(1)に該当する夜間蓄熱型機器

(3) 契約種別を時間帯別電灯に変更される際現に附則 3（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）の適用を受けている夜間蓄熱型機器は、(2)に準ずるものといたします。

(4) (2)または(3)の場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに 32（使用電力量の算定）(5)により算定した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

5 深夜電力 A および深夜電力 B のお客さまについての特別措置

(1) 深夜電力 A

イ 適用範囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が 0.5 キロワット以下であり、かつ、お客さまが 1 年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で、この離島約款実施の際現に旧離島約款の深夜電力 A の適用を受けているときに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、

標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ 契約電力

契約電力は、0.5 キロワットといたします。

ニ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- (ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ホ 料金

料金は、1 月につき次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

1 契約につき	3,092 円 20 銭
---------	--------------

ヘ その他

- (イ) 1 需要場所において、14（契約種別）による電気の供給または附則 6（深夜電力 C のお客さまについての特別措置）による電気の供給と、この特別措置に規定する深夜電力 A による電気の供給とをあわせて行なうことがあります。
- (ロ) 44（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- (ハ) 44（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、この特別措置が適用されるお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

(ニ) 54(需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算)は、この特別措置が適用されるお客さまには適用いたしません。

(ホ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 深夜電力B

イ 適用範囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であり、かつ、お客さまが 1 年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で、この離島約款実施の際現に旧離島約款の深夜電力Bの適用を受けているときに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお、契約電力は、1 キロワット以上といたします。

ハ 供給条件

(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものと

いたします。

なお、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし、別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	665 円 60 銭
-----------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26 円 29 銭
-------------	-----------

ホ その他

(イ) 1 需要場所において、14（契約種別）による電気の供給または附則 6（深夜電力 C のお客さまについての特別措置）による電気の供給と、この特別措置に規定する深夜電力 B による電気の供給とをあわせて行なうことがあります。

(ロ) 44（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

(ハ) 54（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）は、この特別措置が適用されるお客さまには適用いたしません。

(ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

6 深夜電力 C のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であり、かつ、お客さまが 1 年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で、この離島約款実施の際現に旧離島約款の深夜電力 C の適用を受けているときに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力いたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について 21 (低圧電力)

(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量 (入力) との合計いたします。

なお、契約電力は、1 キロワット以上いたします。

(3) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしや断いたします。ただし、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしや断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計いたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

なお、別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約電力 1 キロワットにつき	720 円 60 銭
-----------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26 円 82 銭
-------------	-----------

(5) そ の 他

イ 1 需要場所において、14（契約種別）による電気の供給または附則 5（深夜電力 A および深夜電力 B のお客さまについての特別措置）に規定する深夜電力 A または深夜電力 B のうちの 1 契約種別による電気の供給と、この特別措置による電気の供給とをあわせて行なうことがあります。

ロ 44（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

ハ 54（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）は、この特別措置が適用されるお客さまには適用いたしません。

ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

7 低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

(1) 適 用 範 囲

低圧電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの契約の適用を希望される場合で、この離島約款実施の際現に旧離島約款の低圧蓄熱調整契約の適用を受けているときに適用いたします。

(2) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料 金

各月の料金は、低圧電力によって料金として算定された金額からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。ただし、蓄熱割引額は、低圧電力によって料金として算定された金額を上限といたします。

イ 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その 1 月の蓄熱電力量により、次の算式によって算定された金額と

いたします。

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \frac{\text{低圧電力の使用電力量}}{1 \text{ キロワット時あたり料金}} \\ &\quad \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニの蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、次のとおりといたします。

なお、蓄熱電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 過去の蓄熱電力量を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(ロ) 蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の内容または稼働方法の変更によって、(イ)によりがたい場合は、蓄熱式負荷設備の容量等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。ただし、当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの蓄熱電力量は、当社が定めた蓄熱電力量といたします。

ハ 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

蓄熱割引率	0.124
-------	-------

(4) そ の 他

イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ お客さまが蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

8 時間帯別電灯および3時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等にかかわる取扱い

時間帯別電灯および3時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について、従量電灯および附則5（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Aおよび深夜電力B、または従量電灯および附則6（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Cの適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等、技術的、経済的事由によりやむをえず別計量を希望される場合は、次によりま

す。

- (1) お客さまと当社との協議が整った場合、当社または当該配電事業者は、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに 32（使用電力量の算定）(5)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当社または当該配電事業者は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) (1)の場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

9 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合等の料金の算定期間は、31（料金の算定期間）にかかわらず、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、31〔料金の算定期間〕によるものといたします。以下「検針期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

- (2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の使用電力量は、32（使用電力量の算定）にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、トおよびチの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

なお、やむをえない事情のある場合で、当社があらかじめお知らせした日以外の日
に検針を行なったとき、または特別の事情がある場合で毎月ごとに検針を行なわな
いときの使用電力量は、計量値を確認するときを除き、託送約款等に定めるところによ
り、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 計量器の読みは、次によります。

(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を
示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

ハ 時間帯別電灯および3時間帯別電灯のお客さまの使用電力量の計量は、原則として
各時間帯別に行ないます。

また、お客さまが希望される場合は、時間帯別電灯における昼間時間の開始時刻を
前後1時間の範囲内で、3時間帯別電灯における午後時間の開始時刻を2時間後まで
の範囲内で変更することができます。ただし、各時間帯の延長または短縮は行ないま
せん。

ニ 時間帯別電灯における昼間時間の開始時刻および夜間時間の開始時刻または3時間
帯別電灯の午後時間の開始時刻を新たに設定し、または変更された日から1年間につ
いては、原則として各時間帯の開始時刻を変更することはできません。

ホ 時間帯別電灯および3時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について、従
量電灯および附則5（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）
に定める深夜電力Aおよび深夜電力B、または従量電灯および附則6（深夜電力Cの
お客さまについての特別措置）に定める深夜電力Cの適用を受けているお客さまが契
約種別を変更される場合等、技術的、経済的事由によりやむをえず別計量を希望され
る場合は、次によります。

(イ) お客さまと当社との協議が整った場合、当社または当該配電事業者は、夜間蓄熱
型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。

この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜
間蓄熱型機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計
ごとにハにより計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。
また、当社または当該配電事業者は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計
量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機
器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、

通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (ロ) (イ)の場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

へ 当社は、検針の結果を 36 (料金等のお知らせおよび請求) に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。

ト 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、チの場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

チ お客さまが不在等のため検針できなかった場合または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、この場合の料金のお客さまの支払義務は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日に発生するものといたします。

- (3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の料金は、33 (料金の算定) (1)にかかわらず、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ (1)の場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

- (4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、(3)イ、ロまたはハのときは、34 (日割計算)にかかわらず、次により電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定いたします。

イ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(6)により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分および時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。

ロ イによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ハ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

- (5) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等は、24（融雪用電力A）(5)ハ、25（融雪用電力B）(5)ハ、26（融雪用電力C）(5)ハおよび27（融雪用電力D）(5)ハにかかわらず、最低使用期間の設定は、お客さまから申出がないときは、原則として毎年1月の料金にかかる検針期間等の始期からその年の3月の料金にかかる検針期間等の終期までの期間といたします。また、記録型計量器以外の計量器で計量する場合等は、28（融雪用電力L）(5)ハにかかわらず、最低使用期間の設定は、お客さまから申出がないときは、原則として毎年11月の料金にかかる検針期間等の始期から翌年の4月の料金にかかる検針期間等の終期までの期間といたします。
- (6) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定するときは、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハまたはニにかかわらず、次のとおりといたします。

イ (3)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ (3)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

10 災害救助法が適用された場合等の特別措置

この離島約款の適用地域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、この離島約款の適用地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて被災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限りまゝす。）、および災害発生日が属する

月からその翌々月までの料金の支払期日を、35（料金の支払義務および支払期日）(3)および(4)にかかわらず、それぞれ1月延期いたします。

- (2) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 定額電灯、従量電灯、時間帯別電灯、3 時間帯別電灯および低圧電力の場合

(イ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（従量電灯 A の場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯 B、時間帯別電灯および3 時間帯別電灯で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、33（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

(ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

ロ イ以外の場合

イに準じて割引を行ないます。

- (3) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止された後、新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、58（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。

イ 需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ 契約負荷設備の総容量、契約電流、契約容量または契約電力が、災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

- (4) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、同一の需要場所において、臨時

電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、58（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。

- (5) 災害により被害を受けたお客さま（ただし、契約種別が従量電灯C、時間帯別電灯、3時間帯別電灯、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力、融雪用電力A、融雪用電力B、融雪用電力C、融雪用電力D、融雪用電力L、深夜電力D、深夜電力Bおよび深夜電力Cのお客さまに限ります。）の需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、16（従量電灯）(3)ホ、17（時間帯別電灯）(4)、18（3時間帯別電灯）(4)、19（臨時電灯）(3)ロ、20（公衆街路灯）(2)ニ、21（低圧電力）(5)、22（臨時電力）(3)、23（農事用電力）(3)、24（融雪用電力A）(4)、25（融雪用電力B）(4)、26（融雪用電力C）(4)、27（融雪用電力D）(4)、28（融雪用電力L）(4)、附則3（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）(2)、附則5（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）(2)ニおよび附則6（深夜電力Cのお客さまについての特別措置）(4)にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。
- (6) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、58（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

11 この離島約款の実施にともなう切替措置

- (1) この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、33（料金の算定）および34（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。
- (2) この離島約款実施の際現に旧離島約款の適用を受けている場合、契約期間の終期は、臨時電灯および臨時電力を除き、この離島約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日といたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A、臨時電力および附則 5（深夜電力 A および深夜電力 B のお客さまについての特別措置）に定める深夜電力 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電

力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1874$

$\beta = 0.0899$

$\gamma = 1.0036$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1

トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、121,200 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 121,200 円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (121,200 \text{ 円} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力および附則5（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、燃料費調整単価がロ(イ)により算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価がロ(ロ)およびロ(ハ)により算定される場合は、燃料費調整額を加えるものとします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	67 銭 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 34 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 68 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 02 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 70 銭 8 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	3 円 35 銭 4 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 00 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 00 銭 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 00 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 銭 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 銭 1 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円13銭6厘
-----------------	---------

(ニ) 附則5（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）に定める
深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	17円27銭0厘
--------	----------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17銭3厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000 円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合
離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

へ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

c 附則 5（深夜電力 A および深夜電力 B のお客さまについての特別措置）に定める深夜電力 A の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電

力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価がニ(イ)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサル調整単価がニ(ロ)およびニ(ハ)により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものとします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘

(ロ) 臨時電灯A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7 厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 厘
---------------------	-----

(ニ) 附則 5（深夜電力 A および深夜電力 B のお客さまについての特別措置）に定める
深夜電力 A の場合

1 契約につき	11 銭 0 厘
---------	----------

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、33（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}} \text{ といたします。}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 9 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 90 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ニ) (イ)、(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ホ) 33（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 33（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 33（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間を、料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間において 30 分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

なお、それぞれの期間の各時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに 30 分ごとの使用電力量をそれぞれの期間において合計して算定いたします。

ニ 日割計算に応じて従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 33（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 33（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間において 30 分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 32（使用電力量の算定）(4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は、(2)に準ずるものといたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止

期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

5 夜間蓄熱型機器

- (1) 夜間蓄熱型機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」には、次の場合を含みます。
 - イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロ 附則 8（時間帯別電灯および 3 時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等にかかわる取扱い）(1)の場合で、当社または当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けたとき。
- (3) 夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。